

令和6年度及び令和7年度の岐阜県後期高齢者医療保険料率の改定について

○保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員に等しくご負担いただく「均等割額※1」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額（被保険者の前年所得※2×所得割率）」の合計となり、2年ごとに改定を行います。令和6・7年度の保険料率は、次のとおりです。

※1 所得が低い世帯の方には、軽減措置があります。 ※2（総所得金額等－基礎控除額）

区分	令和6・7年度	令和4・5年度	比較
均等割額	49,412円	46,023 円	+3,389 円（+7.36%）
所得割率	9.56% (8.89%※3)	8.90%	+0.66 ポイント (-0.01 ポイント)

※3 令和6年度については被保険者の所得が 58 万円 以下の場合、軽減所得割率を適用します。

◆一人当たり保険料額について

保険料は、所得に応じて計算します。令和5年度における被保険者の一人当たり保険料額と比較して、約 13.13%の増加が見込まれます。

区分	令和6・7年度	令和5年度※4	伸び率
一人当たり 保険料額（年額）	78,863 円	69,708 円	+9,155 円 (+13.13%)

※4…令和5年度の実績（保険料合計/被保険者数）

◎保険料が増加する、主な要因について

(1) 一人当たり医療給付費の増加

医療の高度化等によって、高齢者の一人当たり医療給付費は増加傾向にあります。令和6年度及び令和7年度の平均（見込）は836,285円となり、令和4年度及び令和5年度の平均（見込）の812,079円と比較して、約2.98%の増加が見込まれます。

(2) 後期高齢者負担率※5の見直し（国の制度改正）

後期高齢者が医療給付費総額のうち負担する割合である後期高齢者負担率は、現役世代との人口割合を考慮しながら、政令によって定められます。今般の医療保険制度改革により、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように後期高齢者負担率が見直され、令和6年度及び令和7年度においては、12.67%に改正されます。令和4年度及び令和5年度の11.72%と比較して、0.95ポイント増加します。

※5…現役世代との人口割合を考慮しながら、後期高齢者が医療給付費のうち負担する割合

(3) 出産育児支援金の導入（国の制度改正）

令和6年度より、後期高齢者医療制度が、出産育児一時金に要す費用の一部を負担する仕組みが導入されます。

◆保険料の賦課限度額について（国の制度改正）

政令の改正に伴い、保険料賦課限度額を66万円から80万円に見直しました。

ただし、令和6年3月31日時点で75歳以上の人または令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となっている人は、令和6年度に限り、激変緩和措置により上限が73万円となります。

◆保険料額の決定通知について

令和6年度の後期高齢者医療保険料は、令和6年7月中旬に通知します。

【参考】医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度では、医療費から窓口負担を除いた費用（医療給付費）のうち、約5割が国・県・市町村の公費負担によって、約4割が現役世代からの支援金によって賄われており、残りの約1割を保険料として、お納めいただきます。高齢者医療を社会全体で支えるしくみとなっています。

